

第7章

全庁的な取組体制の構築、 情報管理・共有のあり方

目次

7-1	取組体制の構築	122
7-2	情報管理・共有のあり方	123
7-3	フォローアップの実施方針	123

7-1 取組体制の構築

現在、区の建築物系公共施設においては、各施設を担当する所管部署(以下「施設所管部」という。)が第一義的に維持管理の責任を担い、整備・保全に関しては施設管理部が一括して実施しています。

施設管理部では、計画的な大規模改修・更新等の工事のほか、施設の維持管理や保全の一元化により、業務の委託内容の見直しや同種の業務委託の統合を行うなど、施設の効率的かつ計画的な維持保全やライフサイクルコストの縮減を進めています。

一方、第3章で示したとおり、将来的には多くの施設で老朽化が進み、また、人口構成の変化に伴う行政需要の変化も見込まれることから、今後の施設の維持管理においては、土地、建物、構築物、設備等の全てを最適な状態(コストを最少に抑えながら効果が最大となる状態)で保有・運営・維持をするため、全庁的な視点での検討を行い、マネジメントの最適化を図っていくことが重要となります。

社会情勢の目まぐるしい変化や多様な区民ニーズに対応するため、施設所管部における区民ニーズの把握だけではなく、全庁的な視点での組織横断的な検討が必要となることから、公共施設マネジメント推進部署(企画政策部及び施設管理部)と施設所管部から構成される全庁的な取組体制を構築し、定期的に公共施設マネジメントの状況をレビューしつつ、進捗管理を行っていきます。

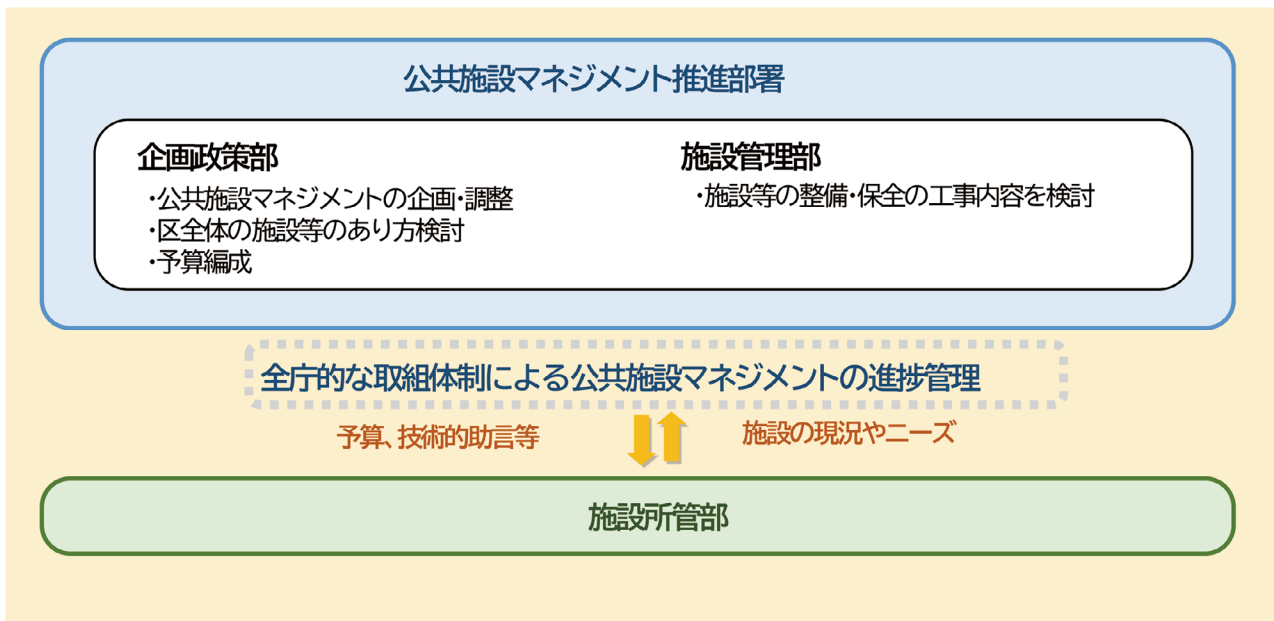


図7-1 全庁的な取組体制

7-2 情報管理・共有のあり方

施設の最適化を実現するためには、施設の老朽化状況、維持管理に係る費用及び利用状況に係る情報を管理し、コストに対する効果を適宜把握できる必要があります。そのため、各施設等の点検結果や工事履歴等の情報に加えて、コスト情報や利用状況等を一元的に管理・蓄積し、継続的に更新しながら、それらの情報を活用できる仕組みを構築していきます。

7-3 フォローアップの実施方針

管理計画を着実に進めていくため、以下に示すPDCAサイクルを実施していきます。

「**PLAN(計画)**」では管理計画の定期的な改定を行うほか、第4章で示した長寿命化の実施方針や第6章で示した施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に基づき、施設所管部と公共施設マネジメント推進部署が連携することで、全庁的な視点を踏まえた各施設の計画的な改修スケジュールを作成します。

「**DO(実施)**」では策定したスケジュールに基づき、改修・更新等を実施し、「**CHECK(検証)**」では、計画的な改修の進捗管理を行うとともに、各施設の点検・診断を実施し、その結果に基づく老朽化状況の把握と利用状況等の検証を行います。

「**ACTION(改善)**」では、検証結果や進捗状況に応じたスケジュールの改善(加速化・重点化)を検討し、その内容を「**PLAN(計画)**」として毎年の予算や総合戦略に反映するとともに、管理計画の改定時には、改めて全施設の進捗状況を踏まえた見直しを行います。

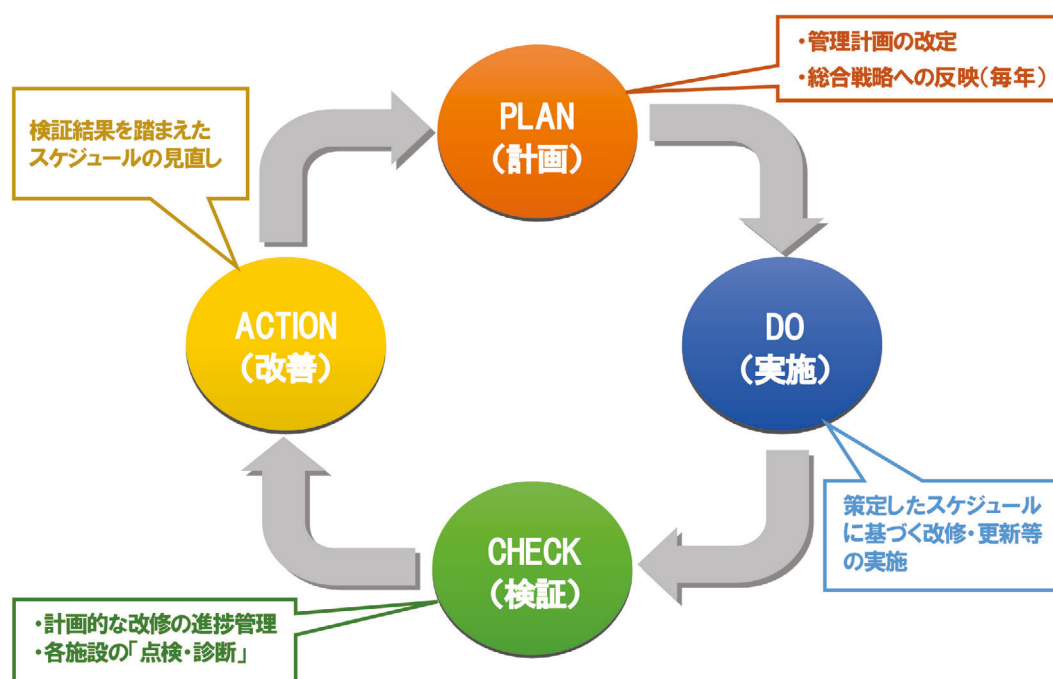


図7-2 フォローアップの実施方針のイメージ

